

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	介護保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上野原市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上野原市長

## 公表日

令和8年1月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>介護保険制度は、高齢者や障害者が必要な介護サービスを受けられるようにするための社会保険制度で、2000年に導入され、40歳以上の国民が保険料を支払い、65歳以上の高齢者や特定の条件を満たす40歳以上の人々が介護サービスを利用できる仕組み。</p> <p>介護保険制度の主な目的は、高齢化社会において介護が必要な住民に対して、適切な介護サービスを提供することにより、家族の介護負担を軽減し、介護が必要な人々の生活の質を向上させることを目指している。</p> <p>介護保険制度の財源は、被保険者が支払う保険料と公費(国、都道府県、市町村の負担)から成り立っており、40歳から64歳までの住民(第2号被保険者)は、医療保険と一緒に介護保険料を支払い、65歳以上の住民(第1号被保険者)は介護保険料単体で、年金から特別徴収することを基本として保険料を支払う。</p> <p>介護保険制度では、訪問介護、デイサービス、ショートステイ、施設介護などのサービスがあり、利用者は、要介護認定を受けた後、自分の状態に応じたサービスを選択する。要介護認定は、本市が行う調査と医師の意見書に基づいて行われ、要支援1から要介護5までの7段階に分類され、認定結果に応じて、利用できるサービスの内容や量(上限)が決まる。</p> <p>介護保険に関する主な事務は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①介護保険の被保険者資格を管理し、資格台帳を作成する。</li> <li>②被保険者証の発行・更新: 被保険者証を発行、必要に応じて更新する。</li> <li>③施設入所者などの住所地特例を管理する。</li> <li>④要介護認定の申請を受け付け、調査を行い、介護認定審査会で審査・判定を行う。</li> <li>⑤介護認定審査会を設置、その運営を管理する。</li> <li>⑥介護サービス提供事業者からの請求を審査、介護報酬を支払う。</li> <li>⑦利用者が自己負担した費用の償還払いを行う。</li> <li>⑧各サービスの支給限度基準額(区分支給限度基準額)を設定、管理する。</li> <li>⑨指定居宅介護支援事務所や指定地域密着型サービス事業者などの指定や指定更新を行う。</li> <li>⑩サービス提供事業者の基準を設定、遵守状況を監督する。</li> <li>⑪地域包括支援センターの設置や地域支援事業を実施する。</li> <li>⑫地域住民の健康増進や福祉向上を目的とした事業を行う。</li> <li>⑬おおよそ3年ごとに市町村介護保険事業計画を策定、必要に応じて変更する。</li> <li>⑭第1号被保険者の保険料率を決定する。</li> <li>⑮第1号被保険者から保険料を徴収、管理する。</li> <li>⑯介護保険の特別会計を設置、その運営を管理する。</li> <li>⑰国や都道府県からの公費負担を申請し、収納する。</li> </ol> <p>である。</p> <p>市町村は、介護保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の資格取得や喪失の際に、個人番号を用いて正確な情報管理を行う。</li> <li>②施設入所者などの住所地特例を管理する際に、個人番号を使用する。</li> <li>③要介護認定の申請時に、個人番号を使用して正確な処理を行う。</li> </ol>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険システム(基本セット内)</li> <li>・宛名管理システム(基本セット内)</li> <li>・要介護認定支援システム</li> <li>・団体内統合宛名システム(基本セット内)</li> <li>・EUCシステム(基本セット内)</li> <li>・統合収納管理システム(基本セット内)</li> <li>・統合滞納管理システム(基本セット内)</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> <li>・伝送通信ソフト(※)</li> <li>・統合宛名管理システム(基本セット内)</li> </ul> <p>※) 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険関係ファイル</li> <li>・統合収納関係ファイル</li> <li>・統合滞納関係ファイル</li> <li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li> <li>・団体内統合宛名関係ファイル</li> </ul>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p>&lt;別表(第九条関係)における利用範囲の根拠&gt;</p> <p>上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「介護保険」が含まれる項(100の項)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠&gt;</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項など (2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項)</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠&gt;</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(131, 132の項)</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)</p> <p>&lt;国保連合会が実施する保険者事務共同処理業務&gt;</p> <p>・介護保険法 第41条第10項及び第176条第1項第1号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>上野原市 長寿介護課</p> <p>〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地</p> <p>問い合わせ先電話番号 0554-62-3128</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>上野原市 長寿介護課</p> <p>〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地</p> <p>問い合わせ先電話番号 0554-62-3128</p>
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ul>

<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>	<p>■上野原市における措置  ①物理的安全管理措置  ・外部進入防止: 監視カメラ  ・入退館管理: ICカード認証  ・持込・持出防止: 持込・持出台帳管理  ②技術的安全管理措置  ・介護保険システムへのアクセス時における二要素認証  ・ウイルス対策ソフトウェアの導入  ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク  ③移行作業時に関する措置  ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p> <p>■中間サーバ・プラットフォームにおける措置  ①物理的安全管理措置  ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。  ・特定個人情報、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。  ②技術的安全管理措置  ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>■ガバメントクラウドにおける措置  ①物理的安全管理措置  ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。  ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。  ②技術的安全管理措置  ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。  ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド</p>	

